一般社団法人長野県建設業協会 会長 木下 修 様

長野県建設部長

令和6年度「被災宅地危険度判定士養成講習会」の開催について(案内)

平素、本県の建築・住宅行政の推進に御協力を頂き厚く御礼申し上げます。

本県では、災害時における被災宅地の危険度判定体制について、平成13年に「長野県被災宅地危険度判定実施要綱」等を制定し、被災した宅地の判定活動の実施により、二次災害を防止・軽減し、住民の安全を確保することとしています。

県内の判定士の登録は、平成9年度に開始し、平成21年度以降は県内の判定体制を充実するため 民間技術者の方についても判定士の登録を行うこととし、貴会会員にも御尽力頂いてきているとこ ろです。本年度につきましても、標記判定体制の一層の充実を図る講習会を下記のとおり開催しま すので、貴会会員への周知等について、御配意をお願いします。

記

1 開催日時等

新規登録者:令和7年2月19日(水)13:30~15:30(受付13:00~)松本合同庁舎 講堂 更新登録者:ウェブサイトでの動画視聴による受講 ※詳細については別途ご案内します

2 申込方法等

締切:令和7年2月10日(月)

方法:以下のURL 又は二次元バーコードからお申し込みください

https://forms.office.com/r/cQGrmMranc



※ 長野県建設部都市・まちづくり課の被災宅地関係 HP (様式等のダウンロードができます。) https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/infra/kensetsu/kaihatsu/hisaitakuchi01.html

(問合せ先)

担当 都市・まちづくり課 都市計画係

小日向、堀内

電話 026-235-7297 内線 3367

FAX 026-252-7315

Mail toshikeikaku@pref.nagano.lg.jp

# 令和6年度『長野県 被災宅地危険度判定士養成講習会』開催要領

# 1 主催

長野県(被災宅地危険度判定連絡協議会関東甲信越ブロック協議会会員)

#### 2 目 的

大規模な地震や降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災市町村や都道府県では、被災宅地危険度判定士を現地に派遣し危険度判定を行うことにより状況を迅速かつ的確に把握することで、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図る必要がある。本講習は、長野県被災宅地危険度判定士登録要綱に基づき、災害により被災宅地危険度判定士として危険度判定の実施に、必要な知識の修得及び技能向上を図るため開催する。

### 3 開催日時・会場等

(1) 開催日時・会場

新規 登録者	日時	<b>令和7年2月19日(水)</b> 13:30~15:30(受付13:00~)
	会場	松本合同庁舎 講堂 (松本市大字島立 1020)
	定員	100人
更新 登録者	日時	別途送付する受講案内に記載の期間内で視聴
	会場	オンライン(ウェブサイトでの動画視聴)
	定員	なし

- (2) 受講料:無料(無料テキスト配布)
- (3) 講習会当日に持参するもの(判定士登録する者に限る)
  - ① 登録(更新)申請書 (様式第1号又は様式第6号)※更新は様式第6号
  - ② 資格要件申告書(様式第2号)
  - ③ 実務経験証明書(様式第3号)
  - ④ 資格要件申告書において必要な添付書類(卒業証明書、一級建築士登録証の写し等)
  - ⑤ 写真1枚 (タテ30 割×3コ24 割。6ヶ月以内に撮影した無帽・正面からの顔の 判別できるもの、裏面に市町村名及び氏名を記載。)
  - ⑥ 長野県被災宅地危険度判定登録証 (更新の者に限る。)
  - ⑦ 受講完了申告書 (更新の者に限る。)
    - ※更新登録される方は動画視聴後に上記①、⑤、⑥、⑦を事務局へ郵送してください
    - ※様式は県のホームページからダウンロードできます

県 HP:https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/infra/kensetsu/kaihatsu/hisaitakuchi01.html

### 4 申込期間及び申込方法

申込期間:令和7年2月10日(月)まで

申込方法: 以下の URL 又は二次元バーコードの申し込みフォームからお申し込みください

- ◆URL https://forms.office.com/r/cQGrmMranc
- ◆二次元バーコード



### 5 受講対象者(資格者)

(1) 宅地造成技術者等 (講習受講後、登録申請できる者)

県内に在住又は在勤し、宅地判定士として危険度判定の実施に協力しようとする者で、 下記のいずれかに該当する者

① 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第 22 条各号又は都市計画法施行規則第 19 条第1項イからチに規定する設計者の資格を有する者等で、「資格要件別表」のいずれかに該当する者

<添付書類: 当該受講要件を証明する資格免許証書写し・卒業証明書等が必要>

② 地方公共団体の職員及び職員であった者で、職員として土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者

<添付書類:市町村長など所属長による実務経験証明書等が必要>

(2) 宅地災害担当職員(研修として聴講する職員)\*

市町村災害対策本部が設置されるような大規模な地震又は降雨時において、宅地の災害対策に従事することが見込まれる地方公共団体の職員

<添付書類:不要>

※ 判定士としての認定登録はできません。

### 6 その他

- (1)長野県知事に登録申請書を提出し、本講習を修了後、長野県被災宅地危険度判定士として認定登録されます。なお、登録証は後日郵送で交付いたします。
- (2) 当日は名簿での確認のみとなりますので、受講票等の交付はありません。
- (3) 会場は駐車場が少ないため、来場の際は公共交通機関のご利用をお願いします。

### 7 問い合わせ窓ロ一覧

申 込 先	郵便番号	住 所	電話番号	FAX
佐久建設事務所 建築課	385-8533	佐久市跡部 65-1	0267-63-3160	0267-63-3187
上田建設事務所 建築課	386-8555	上田市材木町 1-2-6	0268-25-7142	0268-28-5566
諏訪建設事務所 建築課	392-8601	諏訪市上川 1 丁目 1644-10	0266-57-2923	0266-57-2954
伊那建設事務所 建築課	396-8666	伊那市荒井 3497	0265-76-6830	0265-76-6876
飯田建設事務所 建築課	395-0034	飯田市追手町2丁目678	0265-53-0433	0265-53-0484
木曽建設事務所 整備·建築課 建築係	397-8550	木曽郡木曽町福島 2757-1	0264-25-2229	0264-23-3256
松本建設事務所 建築課	390-0852	松本市大字島立 1020	0263-40-1935	0263-47-4940
大町建設事務所 整備·建築課 建築係	398-8602	大町市大町 1058-2	0261-23-6524	0261-23-2934
長野建設事務所 建築課	380-0836	長野市大字南長野南県町 686-1	026-234-9530	026-234-9567
北信建設事務所 建築課	383-8515	中野市大字壁田 955	0269-23-0220	0269-23-5445
県庁建設部 都市・まちづくり課 都市計画係	380-8570	長野市大字南長野字幅下 692-2	026-235-7297	026-252-7315

## 該当する資格要件

(宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条各号又は都計法施行規則第19条第1項イからチに規定する資格)

ア 大学院等在学経験者 :盛土令第22条第5号(宅造告示第1号)、都計法告示38第1号該当 大学(短大を除く。)の大学院若しくは専攻科又は旧大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して土木又は建築に 関する事項を専攻した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して一年以上の実務の経験を有する者及び都市 計画又は造園に関する事項を専攻した後、宅地開発に関する技術に関して、一年以上の実務経験を有する者

必要な添付書類

在学の期間を証明する書類(必要な場合において履修科目証明書を追加) 実務経験証明書(様式3号)

**イ 大学卒業者** : 盛土令第 22 条第 1 号、都計規則第 19 条第 1 号イ該当

大学(短大を除く。)又は旧大学で、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務の経験を有する者

必要な添付書類

卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加) 実務経験証明書(様式3号)

**ウ 3年課程の短期大学卒業者** : 盛土令第22条第2号、都計規則第19条第1号ロ該当

短大(専門職大学の前期課程を含む)で正規の土木又は建築の修業年限三年以上の課程(夜間を除く)を修めて卒業した後(専門職大学の前期課程を終了した後)、土木、建築又は宅地開発の技術に関して三年以上の実務の経験を有する者及び都市計画又は造園の修業年限三年以上の課程(夜間を除く)を修めて卒業した後(専門職大学の前期課程を終了した後)、宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務の経験を有する者

必要な添付書類

卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加) 実務経験証明書(様式3号)

エ 短期大学、高等専門学校卒業者 : 盛土令第22条第3号、都計規則第19条第1号ハ該当

前項以外の短大、高等専門学校、旧専門学校で正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発の技術に関し四年以上の実務の経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して四年以上の実務の経験を有する者

必要な添付書類

卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加) 実務経験証明書(様式3号)

**オ 高等学校卒業者** : 盛土令第 22 条第 4 号、都計規則第 19 条第 1 号ニ該当

高等学校又は旧中等学校において正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発の技術に関して七年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して七年以上の実務の経験を有する者

必要な添付書類

卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加) 実務経験証明書(様式3号)

力 認定講習会修了者 : 盛土令第 22 条第 5 号 (規則第 35 条第 1 号)、都計規則第 19 条第 1 号ト該当 土木又は建築の技術に関して十年以上の実務の経験を有する者及び宅地開発に関する技術に関する七年 以上の実務経験を含む土木、建築、都市計画又は造園に関する十年以上の実務経験を有する者で大臣認定講習 を修了した者

必要な添付書類

認定講習会修了証の写し 実務経験証明書(様式3号)

#### 指定の国家資格を有する者

**キ 技術士** :盛土令第22条第5号(宅造告示第2号)、都計規則第19条第1号ホ(都計告示39)該当技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門\*、森林部門\*又は水産部門\*とするものに合格した者及び技術部門を水道部門又は衛生工学部門とするものに合格し、合格の後宅地開発に関する技術に関し二年以上の実務経験を有する者(※部門により選択科目の指定有)

必要な添付書類

認定講習会修了証の写し 実務経験証明書(様式3号)

**ク 一級建築士** : 盛土令第 22 条第 5 号(宅造告示第 3 号) 該当

建築士法による一級建築士の資格を有する者

必要な添付書類 一級建築士登録証の写し

**▶ケ その他の資格者** :同等以上の知識及び経験を有する者として知事の認める者

建築士法による二級建築士として4年以上の実務経験を有する者及び建設業法による土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する者又は二級施工管理の資格を有し、5年以上の実務経験を有する者

必要な添付書類

資格登録証の写し 実務経験証明書(様式3号)

注)この面で「盛土令」とあるのは、「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」を、「宅造告示」とあるのは、「昭和 37 年 3 月 29 日付 建設省告示第 1005 号」を、「都計規則」とあるのは、「都市計画法施行規則」を、「都計告示 38」とあるのは、「昭和 45 年 1 月 12 日付 建設省告示第 38 号」を、「都計告示 39」とあるのは、「昭和 45 年 1 月 12 日付 建設省告示第 39 号」を表す。

#### 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条

法第13条第2項の政令で定める資格は、次に掲げるものとする。

- 一 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して二年以上の実務の経験を有する者であること。
- 二 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。) において、正規の土木又は建築に関する修業年限三年の課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。 同号において同じ。)、土木又は建築の技術に関して三年以上の実務の経験を有する者であること。
- 三 前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して四年以上の実務の経験を有する者であること
- 四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和 18 年勅令第 36 号)による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して七年以上の実務の経験を有する者であること。
- 五 主務大臣が前各号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者であること。

### 都市計画法施行規則第 19 条

法第31条の国土交通省令で定める資格は、次に掲げるものとする。

- 一 開発区域の面積が一へクタール以上二十へクタール未満の開発行為に関する工事にあつて は、次のいずれかに該当する者であること。
  - イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務の経験を有する者
  - ロ 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。ハにおいて同じ。) において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する修業年限三年の課程(夜間において授業を行なうものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務の経験を有する者
  - ハ ロに該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、宅地開発に関する技術に関して四年以上の実務の経験を有する者
  - 二 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して七年以上の実務の経験を有する者
  - ホ 技術士法 (昭和 58 年法律第 25 号) による第二次試験のうち国土交通大臣が定める部門 に合格した者で、宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務の経験を有するもの
  - へ 建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士の資格を有する者で、宅地開発に 関する技術に関して二年以上の実務の経験を有するもの
  - ト 宅地開発に関する技術に関する七年以上の実務の経験を含む土木、建築、都市計画又は 造園に関する十年以上の実務の経験を有する者で、次条から第19条の4までの規定により 国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録講習機関」という。)がこの省令の定めるとこ ろにより行う講習(以下「講習」という。)を修了した者
  - チ 国土交通大臣がイからトまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者

# (参考)被災宅地危険度判定士 認定登録フロー

• 新規登録希望者

- 更新登録希望者
- 研修として受講される方

# 受講申込

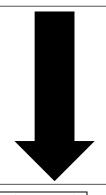
### 申込期限

令和7年2月10日(月)

### 申込方法

以下の URL 又は二次元バーコードの申し込みフォームからお申し込みください URL https://forms.office.com/r/cQGrmMranc





# 講習会の受講(集合開催)

日時:令和7年2月19日(水)

13:30~15:30 場所:松本合同庁舎 講堂

### 持参するもの:

- ① 登録申請書(様式第1号)
- ② 資格要件申告書(様式第2号)
- ③ 実務経験証明書(様式第3号)
- ④ 資格要件申告書において必要な添付書類 (卒業証明書、一級建築士登録証の写し等)
- ⑤ 写真1枚(タテ30 ジ×ヨコ24 ジ。無帽・ 正面からの顔の判別できるもの、裏面に市 町村名及び氏名を記載。)



# 講習会の受講(動画視聴による開催)

ウェブサイトでの動画視聴による受講案内 を電子メールにて送付します



### 更新登録申請(受講後書類を郵送)

### 提出書類

- ① 登録申請書(様式第6号)
- ② 長野県被災宅地危険度判定登録証
- ③ 写真1枚(タテ30 ジ×ヨコ24 ジ。無帽・ 正面からの顔の判別できるもの、裏面に市 町村名及び氏名を記載。)
- ④ 受講完了申告書

提出先 〒380-8570

長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県 建設部 都市・まちづくり課

都市計画係 被災宅地担当 あて

提出期限:別途お知らせします





### 認定登録

登録証を郵送します。